

住宅・非住宅建築物等への 市産木材の利用を支援します

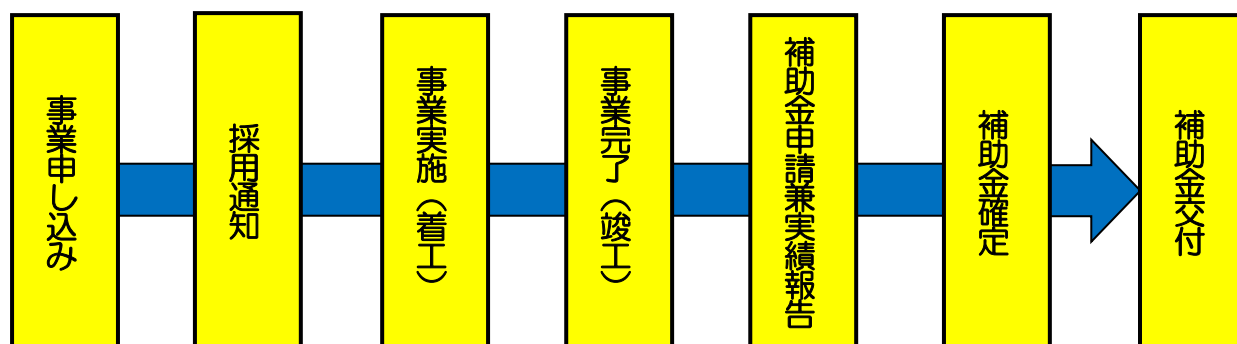


雲南市産木材を使うことに対する支援が充実しました！
令和7年度 雲南市木材利用促進事業費補助金

住宅・非住宅建築物の新築・改築・増築・内外装木質化・外構木質化を支援

- ➡ ① 構造材・下地材・造作材に市産木材を使用 ➡ **最大45万円**
- ➡ ② 内外装材・外構材に市産木材を使用 ➡ **最大15万円**
- ➡ ③ ①、②両方を兼ねる場合 ➡ **最大60万円**

事業の流れ



事業期間

令和7年4月1日から募集開始（令和8年3月20日までに竣工することが必要です）

その他、事業の詳細については裏面及び市のホームページをご確認下さい。

◆申し込み及び問い合わせ先

〒699-1392 雲南市木次町里方521-1

雲南市役所農林振興部林業振興課 電話 0854-40-1056

Mail ringyoushinkou@city.unnan.shimane.jp

<https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/sangyou/ringyou/mokuzairiyousokushin.html>



事業内容

市産木材を利用した住宅・非住宅建築物等の施工に対し、市産木材の使用量に応じて補助します。

補助内容

■対象者

○雲南市に住民登録を有する方（施主）

※市外在住者の場合、住宅新築に伴い工事完了後6月以内に雲南市に住民登録される場合は対象となります。

○雲南市内に事務所又は事業所を有する事業者（施主）

※市外事業者の場合、雲南市内に事務所等を建築する場合は対象となります。

■対象建築物等

○雲南市内に施工する建築物等で、以下の条件を満たすものが対象となります。（ただし、政治活動、宗教活動を目的としたものを除きます）

1. 新築、改築、増築、修繕、内外装木質化、外構木質化の施工に対し、県産木材※1を50%以上使用し、そのうち市産木材※2を20%以上使用するもの。（県産木材及び市産木材であることが証明できること）
2. 建築物等に使用する木材について、クリーンウッド法に基づく合法性の確認がなされていること。
3. 4月1日以降に着工し、その年度の3月20日までに竣工すること。
4. 市が行う木材利用及び脱炭素化の広報活動に協力できること。

※1「県産木材」とは、「しまねの木認証要領」に基づき「しまねの木認証センター」が認証した「しまねの木」をいいます。

※2「市産木材」とは、次の木材をいいます。

①雲南市内の山林で生産された原木を製材加工した木材

②島根県内の山林で生産された原木を雲南市内において製材加工した木材

■補助額（年間予算がなくなり次第終了します）

○市産木材の使用量に応じて、次の基準により補助金を算定します。

1. 建築材（構造材・下地材・造作材）：1㎡（立法メートル）当り3万円、上限4.5万円
2. 内外装材・外構材：見付面積1㎡（平方メートル）当り3千円、上限1.5万円

※両方の条件を満たす場合上限60万円

提出書類

（様式データについては市のホームページをご覧ください）

■申込時

- ・申込書
- ・建築確認済証又は建築工事届（島根県の受付印があるもの）の写し（新築、改築、増築の場合のみ）
- ・設計図（平面図）の写し（内外装木質化の場合は該当箇所を朱書き）
- ・工事契約書又は見積書の写し及び材料明細（修繕、内外装木質化、外構木質化の場合のみ）
- ・情報掲載同意書

■工事完了時

- ・交付申請書兼実績報告書
- ・設計図（平面図）の写し（内外装木質化の場合は該当箇所を朱書き）※申込書と内容が異なる場合
- ・市産木材使用証明書
- ・しまねの木認証要領に基づく「しまねの木認証書」の写し
- ・市税の滞納がない証明書
- ・建築物等施工状況写真

（一社）島根県木材協会の支援事業（県産木材建築利用促進事業）

市の補助を受けられる方は、島根県木材協会が行っている補助も受けられる場合があります。詳しくは島根県木材協会へお問い合わせ下さい。

◆（一社）島根県木材協会

〒690-0886 松江市母衣町55 林業会館3階

電話 0852-21-3852

Mail info@shimane-mokuzai.jp

<https://shimane-mokuzai.jp/>

